**国民健康保険に関するお知らせ**

1. **資格確認書・資格情報のお知らせ**

　令和６年12月2日以降、従来の保険証の新規交付が終了しました。

令和７年８月１日以降に医療機関等を受診する際は、マイナ保険証（※１）を保有している人はマイナンバーカードを、マイナ保険証を保有していない人は「資格確認書」を利用し受診してください。

また、「資格情報のお知らせ」の有効期限は年齢によって異なります。７０歳未満の人は有効期限がありませんので、伊勢市国民健康保険の資格を喪失するまでは大切に保管してください。

　　　 （※１）健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード

1. **マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関・薬局では限度額適用認定証等の提示が不要です**

医療費のお支払いが高額になる場合、「限度額適用認定証」を医療機関・薬局に提示することにより、窓口でのお支払いが高額療養費制度における自己負担限度額までになります。限度額適用認定証は事前に交付申請が必要となりますが、マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関・薬局では、マイナンバーカード（※2）または「資格確認書」を提示し医療機関・薬局による限度額情報の閲覧に同意する場合は、事前申請不要で、限度額までの負担となります。

ただし、国民健康保険料に滞納がある場合や前年中などの所得が把握できない場合は適用を受けられないことがあります。また、住民税非課税世帯（低所得Ⅰの区分を除く）で長期入院に該当する場合は、これまでどおり申請が必要です。

（※2）マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前に利用登録が必要です。

伊勢市医療保険課国民健康保険給付係

住　　所　伊勢市岩渕1丁目7番29号

本庁舎東館1階（7番窓口）

電話番号　0596-21-5646　　FAX　0596-20-8555

お問い合わせは

こちらまで